千葉市告示第７７１号

生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の６第１項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第１０条の６第２項の規定に基づき準用される第１０条の２第４項の規定により、次のように告示する。

令和７年９月５日

千葉市長　神　谷　俊　一

番号	位置	生産緑地地区番号	特定生産緑地の面積	指定の告示日
022-143	緑区おゆみ野中央七丁目地内	448	約　0.07　ha	令和3年11月12日
022-144	緑区おゆみ野中央七丁目地内	449	約　0.23　ha	令和3年11月12日